



「(仮称) 藤子・F・不二雄アートワークス」の整備に向けた 基本合意

川崎市と藤子プロは、「(仮称) 藤子・F・不二雄アートワークス」の整備に向けて、次の事項を確認し、お互いに協力して、その実現に向けた取組みを行うものとする。

- 1 「(仮称) 藤子・F・不二雄アートワークス」は、子どもたちの夢と希望を育み、藤本弘氏の作品を通じて、「夢」「希望」「優しさ」「温かさ」「勇気」などの大切なメッセージを全国世界また後世の人々に対して発信できる文化施設とする。
- 2 アートワークスの立地場所は、生田緑地内を有力な候補地とし、立地にあたっては、十分、緑と環境に配慮する。
- 3 開館時期は、5年以内を目途に、できる限り早期実現をめざし、双方努力する。
- 4 事業の推進にあたっては、藤子プロを含めた民間活力を活用することを基本とし、建物整備及び運営は民間主導、土地・基盤整備は市主導を基本的な役割分担とする。
- 5 事業内容の詳細は、今後、川崎市と藤子プロで内容を協議し、覚書を結ぶこととする。

平成18(2006)年2月7日



川崎市長

阿部 孝夫

株式会社藤子・F・不二雄プロ

代表取締役社長

伊藤 善章

藤本 正子

※ 平成19年1月に、名称を「(仮称) 藤子・F・不二雄アートワークス」から「(仮称) 藤子・F・不二雄ミュージアム」に変更しました。

「(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム 基本構想」 概要

1 藤子・F・不二雄ミュージアムとは

藤子氏の作品の原画やそれに関連した資料などを通して、将来にわたり、氏の業績を顕彰するとともに、「夢」「希望」「友情」「勇気」「大いなる好奇心」、そして「人を愛するやさしい気持ち」等のメッセージを子どもから大人まで幅広い世代へ伝えていくための、世界に誇ることのできる文化施設として整備するものです。

2 ミュージアム整備に向けた基本的考え方

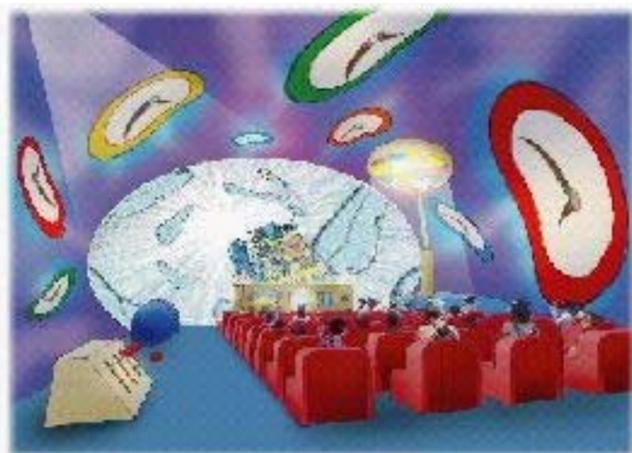
ミュージアムの基本理念

- まんが文化
- 遊びゴコロ
- SF—すこしふしぎ—
- コミュニケーション（ふれあい）
- 新しい発見
- 自然
- ホスピタリティ（おもてなし）

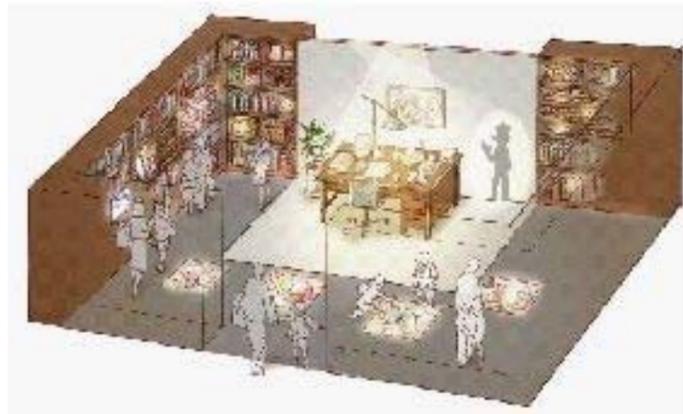
3 ミュージアムの基本機能

- (1) 「収集・保管」機能
- (2) 「展示・公開」機能
- (3) 「調査・研究」機能
- (4) 「広報・普及」機能

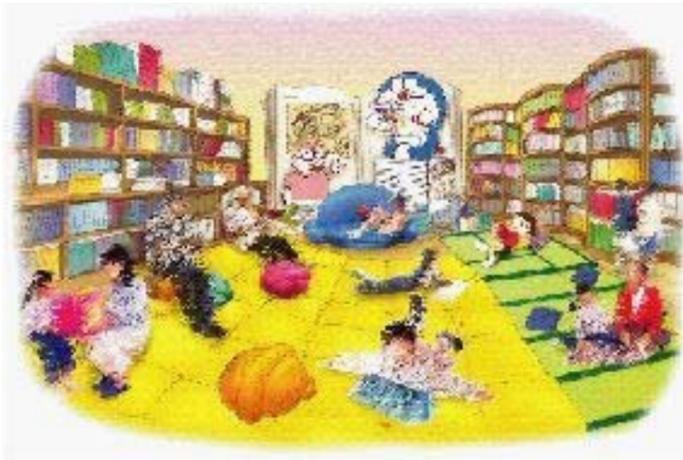
■シアター 「ここだけシアター」



■展示室 藤子・F・不二雄氏の世界「先生の部屋」



■ギャラリー 「まんがの世界体験ギャラリー」



4 ミュージアムの活動

「知る」「感じる」「楽しむ」を柱とした活動を展開。展示、ライブラリー、映像上映、ワークショップ等を展開。

5 施設概要

【延床面積】 約 2,800㎡程度

【機能】

- 展示部門 (展示室)
- 収蔵部門 (一般・特別収蔵庫、荷受・荷解室)
- 交流部門 (シアター、ライブラリー等)
- サービス部門 (カフェレストラン、ミュージアムショップ、キッズルーム)
- 管理部門 (書庫、倉庫・機材庫、機械室等)
- 共用部門 (エントランスホール、受付、エレベーター等)

6 ミュージアムの整備に向けて

平成18年2月に締結した基本合意に基づき、藤子プロを含めた民間活力を活用することを基本とし、建物整備及び運営は民間主導、土地・基盤整備は市主導。

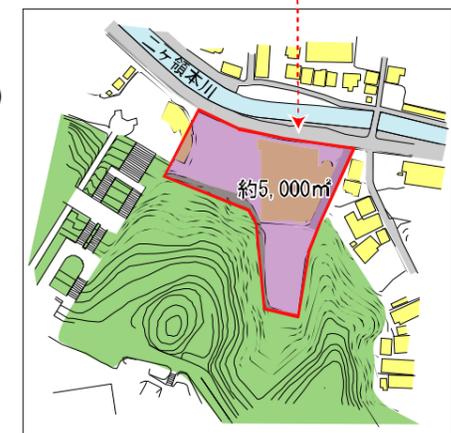
7 立地場所について

多摩区長尾2丁目1271番1 他 (右図のとおり)



8 今後のスケジュール

- 平成20年度
 - ・ミュージアム整備・運営の事業内容に関する覚書の締結 (藤子プロと川崎市の間で締結予定)
- 平成21年度
 - ・基本設計、実施設計 (建物整備主体が実施)
- 平成22年度
 - ・着工 (建物整備主体が実施)
- 平成23年度
 - ・竣工、開館



(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアムの整備に向けた覚書

川崎市（以下「甲」という。）並びに株式会社藤子・F・不二雄プロ及び藤本正子（以下両者合わせて「乙」という。）は、生田緑地内に（仮称）藤子・F・不二雄ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置することについて、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、平成18年2月に甲及び乙で締結した基本合意に基づき、ミュージアム整備に向けた事業内容等について定めるものとする。

2 事業の推進にあたっては、平成20年12月に甲及び乙が協議の上策定した「(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム基本構想」（以下「基本構想」という。）を踏まえ、甲及び乙が相互協力して取組を進めるものとする。

(ミュージアムの建設等)

第2条 乙は、甲に対して、ミュージアムの建物等の負担付きの寄附の申し込みを行い、甲による川崎市議会（以下「市議会」という。）の議決を得ることを条件とし、生田緑地内の約5,000平方メートルの土地（多摩区長尾2丁目1271番1他。）にミュージアムを建設する。

2 甲は、ミュージアムを、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設とする。

3 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、第1項により寄附を受けたミュージアムを、地方自治法（以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設として条例により設置する。

(ミュージアムの名称)

第3条 ミュージアムの名称は「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」とする。

2 甲は、前項の名称を市議会の議決を得ることを条件とし、第2条第3項の条例により定める。

(ミュージアムにおける事業)

第4条 ミュージアムにおいては、基本構想に基づき、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 収集及び保管
- (2) 展示及び公開
- (3) 調査及び研究
- (4) 広報及び普及
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事業

(ミュージアムの管理運営等)

第5条 甲は、甲乙協議の上、乙が指名する法人を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。

2 甲は、予算の定めるところにより、指定管理者に対し、指定管理委託料を支払う。

(作品の提供等)

第6条 乙は、指定管理者に対して、ミュージアムの運営に必要な作品の提供及び展示等に関する協力を行う。

(利用料金)

第7条 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第8項の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(建物に関する修繕)

第8条 ミュージアムの開館後、建物の維持管理における修繕の必要が生じた場合は、大規模な修繕については甲の負担を原則とする。

2 甲が負担する経費については、予算の範囲内で行う。

(基盤整備等)

第9条 甲は、乙によるミュージアム建設と連動した敷地内の緑化等の基盤整備及び安全性や利便性に配慮した交通アクセス等の周辺整備について、甲乙協議の上、最大限努力する。また、乙は、整備に伴う案内標示等のデザインについて協力する。

(知的財産権)

第10条 乙が甲に寄附するミュージアムの建物等及び甲に協力して作成する案内標示等のデザインに関する著作権等の知的財産権は、乙が留保する。

(日程)

第11条 甲及び乙は、ミュージアムの開館時期について、平成23年9月3日を日途に最大限努力する。

(ミュージアム事業の拡充等)

第12条 甲及び乙は、ミュージアム事業の拡充等について継続的に協議する。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都新宿区西新宿6-22-1
株式会社藤子・F・不二雄プロ
代表取締役社長 伊藤 善章

神奈川県川崎市多摩区
藤本 正子